

の用地となり、一番町・二番町・三番町及び其の續きなる鷹匠町並びに欠原町中の邸地を買上げ、地所の高低を平均して練兵場の用に供した。今石川護國神社等がある。

テハヤヒメジンジャ 手速比咩神社 羽昨郡東間に鎮座する。式内等舊社記に、『手速比咩神社。式内一座。大海郷東間村鎮座。舊傳云。其神靈寶達山鎮座。故稱『寶達權現』。大海一郷之惣社也。』と見える。蓋し手速比咩神社の寶達山に對するは、白山比咩神社の白山に於けるが如く、上社と下社との關係であらう。

テハンドヒヤ 手判問屋 旅人に關所を通行する過書を與へた問屋をいふ。金澤には手判問屋七人があつて、初は旅人が過書を求める時、問屋は請合貨を取り、町奉行から切手を得て之を交附したのであつたが、寛文八年に至り、その貨銀を徴することを停止せられ、藩から問屋一人に年額銀五百目を與へることにした。手判問屋には白山屋・剛屋などが居て、多くは石浦町に住した。

テマハリ 手廻 ↓サンジュウニン 三十人。
テラウケシヨウモン 寺請證文 寺請狀とも宗旨證文とも寺證文ともいふ。藩政の時、寺院からその權徒たることを證明した書狀で、旅行中故障を生じた場合に該寺院が責任を負ふことを認めてあつた。又小者・下婢などを雇備する場合にもこの種の證文を取立てることがあり、主人たる者は春秋二季に之を宗門奉行に提出し、寺社奉行が取纏めて御用番の年寄に差出す例であつた。

テラウチロクノジヨウ 寺内六丞 前田利家に仕へて四百石を領した。子孫相襲いで藩

に仕へる。

テラカハ 寺川 鹿島郡本江領の眞谷、及び酒井領の南谷二所より流出し、堀替新領で邑知湯に入る。流程三軒許。

テラグチ 寺口 ↓モンセン 門前(鳳至)。
テラグチガハ 寺口川 ↓ハツカガハ 八ヶ川。

テラコヤ 寺子屋 寺子屋はその師匠たる者が隨意に之を開設し、藩の規則によつて嚴重の制限を加へられることがなかつたから、市部に在つては處士、郡村に在つては神職・僧侶・醫師などの之に従事する者多く、農商の資産に富み稍餘裕ある者も、亦父兄の依頼によつて開設した。城下の寺子屋では商工の子弟概ね平易なる讀書算を解し得るまで學んだが、農村では手本に就き臨蒙すると同時にその讀方を受ける程度に止り、それすら中流の地位にあるものならざれば就學するを得ず、期節も三冬積雪の間のみ開かれる所が多かつた。士人の子弟は、藩學にも出で、町儒者などに就いても學んだが、書道に限りこの寺子屋に入るのが普通であつた。さうした寺子屋では、午前を商工の子弟、午後を士人の子弟といふやうに、時間的に分離してゐたが、特に門閥の子弟には、寺子屋の師匠が出張して教授した。

テラザカヒ 寺境 羽昨郡本江内の小字。明曆二年八月朔日前田利常の印書に、『羽昨郡本江村若部村境村物成之事』とある境村は是であらう。

テラジ 寺地 石川郡富樫庄に屬する部落。今大乘寺の山を寺地山といふも、この村の領であつたからである。龜尾記に、寺地の名は

昔寺屋敷があつたからであると記してある。その寺といふものは、今隣邑の名になつてゐる圓光寺であらうといはれる。

テラジ 寺地 鳳至郡下町野郷に屬する部落。能登名跡志に『寺地の宮の地内に麻穀の地蔵とあり。虫喰齒を病む者は、其年の數程麻の木の箸をこしらへて備へると、痛み忽に治ること靈驗あらた也。町野川上の者は五里末より、右之通り祈念して流す也。奇瑞あり。』とある。

テラジテンノウシヤ 寺地天王社 石川郡寺地に在つて、今は八坂社と稱する。三州名跡志に、寺地村に牛頭天王の社があつて、齒を痛む人飯箸をこの社地にさし置き祈願するに必ず治するたとある。犀川々上の當山派山伏寶光寺の持分で、その神像は右手に斧を持ち、岩上に立つてゐた。社前を馬上で過ぎる等のものは神罰を蒙ることがあつたから、後大乘寺の門に藏めたとある。

テラジマ 寺島 鹿島郡能登島なる佐波の東南沖にある島。
テラシマウシノスケ 寺島牛之助 越中の國侍で、父を西野準人といふた。初め佐々成政に仕へ、天正十二年末森城攻撃に與つたが、十五年兄規尾甚助と共に前田利長に召出され、千五百石を受けた。子孫藩に世襲する。

テラシマオウキヨウ 寺島應姜 寺島統の娘で、名を志於といひ、應姜又は玉英と號して畫を描いた。
テラシマキヨウ 寺島統 通稱此母・藏人、諱は統。字は季業。應養・靜齋・乾泉亭・王梁元と號して畫を能くした。人持組原彈正元成の三子で、享和元年馬廻組寺島右門忠和の後

を襲ぎ、祿四百五十石を受けた。右門は統の實兄で、寺島五郎兵衛惠叙の嗣となり、早世したものであつた。統初め寛政十二年學校讀師となり、享和三年六月高岡町奉行に任じ、文化三年七月之を罷め、五年三月御普請奉行當分加入、八年閏二月定檢地奉行、九年四月改作奉行、十年三月御勝手方御用兼帶、十年十一月大坂御借財御仕法主付に任ぜられ、十二年八月役儀不念の廉あるを以て之を除き指扣を命ぜられたが、十三年正月免され、文政元年八月頭並に補し、改作方及び御勝手方御用を命ぜられ、その翌日御横目に轉じ、二年正月役儀を除かれ、同年三月遠慮を命ぜられ、七年二月免されて御馬廻組頭に補し、同年三月宗門奉行兼帶を命ぜられた。この年前田齊廣竹澤御殿に教諭局を開いて政治を議せしめ、統も亦召されて局員の一人に列した。然るに七月齊廣卒し、齊泰の政を親らするに及び、閏八月四日教を群臣に下して、祖宗及び先侯の立てた法は凡べて之を遵守すべきことを告げたが、統は十五日書を諸老臣に致して、從來年寄等施す所の政治が先侯の意に反するものであつた所以を述べてその反省を促さんとした。しかも年寄等は統の言ふ所に従はず、十二月却つて先侯の禁令を弛めたのみならず、統がその地位にあらずして政治に容喙したるを咎め、翌八年三月二日役儀を擯うて逼塞せしめた。この逼塞は天保元年七月に免されたが、爾後統の藩政に關する論議に對して耳を傾けるもの多く、隨つて彼の存在は廟堂の憂となるに至つた。この際齊泰は奥村榮實を擧用したが、榮實は積弊を除く爲に本多政和等と謀り、天保七年十一月四日統を長